

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問につき質問をいたします。今議会での「子どもの権利条例の制定について」の質問は、令和5年12月議会での質問に引き続き2回目の質問となります。

子どもの権利条約に関する総合的な条例を制定している自治体は全国で増加しており、2025年4月現在で81自治体、条例を制定しているのは市区町村だけではなく、長野県でも制定されていますが、県レベルでの例もあります。

子どもの権利条約は1989年に国際連合において採抲され、日本は1994年に批准しています。18歳未満児童——子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人同様に一人の人間としての人権を認めているものです。また、同時に、大人へ成長する過程において子どもの年齢に応じた保護や配慮が必要な面があるため、子どもならではの権利が定められています。

子どもの権利条約には4つの原則があり、1つは子どもの最善の利益——子どもにとって最もよいこと。子どもに関することを決め、行われるときはその子どもにとって最もよいことは何であるかを第一に考える。

2つは子どもの意見の尊重——意見を表明し参加できる。子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分考慮する。

3つは差別の禁止——差別のないこと。全ての子どもは、子ども自身や親の国籍、性、意見、障害、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障される。

4つは生命、生存及び発達に対する権利——命を守られ成長できること。全ての子どもの命が守られ、持て生まれた能力を十分伸ばし成長できるよう、医療、教育、生活の支援などを受けることが保障されるとなっています。

こども基本法は、日本国憲法及び子どもの権利条約——児童の権利に関する条約ですが——の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など、社会全体で子どもの施策を推進することを目的とし、令和5年4月1日に施行されています。

2年前の質問時点では長野県でも県と松本市が条例を制定、長野市が制定に向けて進める方針であることを述べきましたが、子どもの権利条約は18歳未満の全ての子どもの保障と基本的人権の尊重促進を目的とした子どもの権利条約に基づいたもので、条例は、条約の理念を自治体が現実のものとするために制定を目指し、自治体の現状に即して子どもにとって大切な権利や参加の仕組み、権利の侵害からの救済などについて、自治体の法である条例として具現化することが必要とされているものであります。

長野市での条例制定の考え方——取り組まれた過程ですが、長野市子ども権利条例は、子どもの権利条約やこども基本法のみならず、子どもを直接支える仕組みが身近にある必要があり、世界や国が保障しようとしている子どもの権利を私た

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

ちのまちはどう守り支えようとしているのかを身近な市町村である長野市において条例を制定することで市民とともにその取組を共有していくことができる、このため市として条例を制定することが必要であると考え、条例制定に向け市と市議会の福祉環境委員会が協議を進め、令和7年10月10日に長野市子どもの権利条例が施行されております。

長野市の条例制定までに取り組まれた主な内容ですが、令和6年11月から12月にかけて、1つは子どもの保護者を対象にアンケートを実施、また小学生から高校生と対象とするワークショップの実施、それから、専門家、子育て関係団体へのヒアリングを令和6年11月から12月にかけて行っております。

それから、令和6年10月から令和7年8月にかけて行われたことは、条例制定に向けての市議会福祉環境委員会での協議実施が行われております。

国際連合で採抲され、日本で批准された子どもの権利条約、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり施行されたこども基本法、長野市子どもの権利条例について述べてきましたが、長野市の条例制定に向けての考え方、取組の内容、経過についてどのように捉えられているかをお聞きしたいと思います。

○村 長 子どもの権利条約につきましては住民と共有するということが大事なことだというふうに思います。したがいまして、行政主導でつくるというよりは、中心である子どもの意見、住民の考えをよく聞いて、みんなでつくり上げるということが必要な過程になってくると思っております。

長野市の取組を見ても、議員が今おっしゃいましたとおり、アンケート調査ですかワークショップ、ヒアリングなど、策定までに時間をかけてしっかり取り組んできたのではないかというふうに思います。

もちろん、長野市は大きな市でありますので、取り扱うという言い方はありませんが、議会も一緒になって、市議会の福祉環境委員会、ここが専門に、窓口というか、一緒になって議論されてきたんではないかということは議員が御説明いただいたとおりだと思っております。

みんなで取り組んで策定してきたからこそ、条例については、長野市民みんなで共有し、子どもの権利を守り支えていくことができるんじゃないかなというふうに思っております。

感想でございますが、じっくりの読み込みはまだしておりませんけれども、長野市子どもの権利条例をどういう過程の中でつくったかということがホームページに示されていますし、そこに過程の中で出された住民の皆さん——市民から寄せられた感想、この文言はこうすべきじゃないかということから始まって、この経過については、全て検討したものをまた市民に返し——いわゆるパブリックコメントという形だと思いますが——そういうふうにしながら合意を持ってやってきたということで、非常に熱心な取組だと思います。

すみません、条例自体をしっかり読み込んではありませんが、29条からなっているものであります、かなりしっかりできているんじゃないかなという気は感

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

想として持っております。

○3 番 （中塚礼次郎） 今、村長から長野市の取組について、感想というか、感じられておったことをお聞きいたしました。

子どもの権利条例は、子どもが自信を持ち、安心して健やかに育つことができるよう子ども権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支援する村をつくることを約束するものだというふうに考えます。

前回の質問での答弁では、条例で考えを示し、大人が果たす役割を明確にして、子どもの権利を守る上で条例制定の必要感の高まりの中で検討していくべき、村には子ども・子育て支援に関する条例はないが、児童の福祉向上の観点から、福祉を保障するための必要な支援策を充実させ個々への対応を細やかにするために、来年度以降、こども家庭センターやあらゆる相談に対する相談、支援に特化した係を設置していく予定であり、具体的で効果的な施策に力を入れており、現時点において直ちに条例を制定することは考えていないとの答弁でした。

さきに述べましたが、私は条例の果たす役割は大きいものがあると考えます。

9月議会では不登校問題にも触れましたが、通いたくなる学校づくり、子どもが安心できる温かい支援の必要性からも、今目指す小中一貫義務教育学校開校を見据え、県や長野市、松本市の制定内容・事例も参考とし、先送りなく取組を進めが必要と考えますが、村の条例制定に向けた考え方をお聞きしたいと思います。

○村 長 子どもの権利については、子どもの命が宿ったというときから、その時点からもう尊重されなければならないという考え方だと思っております。

したがいまいて、やはり物すごい大事なもんだなというふうに考えておるところでございまして、将来的には条例化して住民の皆さんとともに子どもの権利について考え、守り、それぞれの役割を果たしていく、こういうふうなことをする中で、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援していける村、こういうふうなことを宣言するということだと思いますし、それを具体的に進めるということになりますかと思っております。

2年前の答弁でも申し上げましたけれども、村は児童の福祉を保障するための必要な支援策を充実させてまいりました。それで対応してきております。

1つに、こども家庭センターですとか、どのような相談にも対応する相談、支援に特化した福祉相談係の設置、児童の権利について関係する職員全員が理解を深めて支援に当たってまいっています。

また、従来の子ども・子育て支援事業計画、この範囲を拡大し、こども計画の総合版でありますこども・若者支援計画を策定し、こどもまんなか社会の実現を目指して取組をこれから進めてまいります。

お話をありました新しい学校に向けた建設、それから放課後児童クラブ、保育所の在り方などについて検討していく際には、子どもの意見を聞き、子どもの権利を考えながら検討していくということは、まだ条例化しているわけではありません

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

せんけれども、こういう精神で検討を進めてまいります。

まずは計画に沿って事業を進めること、そして、こども家庭センターですとか福祉相談係に課せられました業務が本当にできているか、子ども、保護者、関係する皆さんから意見をお聞きし、相談対応、支援内容などの資質の向上に取り組んでいきます。

新しい学校の建設、保育所などの子育て支援施設の整備を最優先したいと思っております。

それで、最後に申し上げますが、子どもの権利条約につきましては、こども・若者支援計画は5年の計画でございます。したがいまして、評価、検討を実施しながら、5年後の計画見直しの時期に、前後するかも分かりませんが、なるべく並行した中で条例が制定できればいいんじゃないかなというふうに思っておりますし、これが一つの腰を入れてやっていく時期だというふうに捉えておりますので、そのようにお考えいただければと思っております。というふうに今の時点では考えております。

○3 番 （中塚礼次郎） 計画をもって条例を制定していく考え方を村長のほうからおきました。5年後になるということで、ぎりぎりかなと思っております。

次に「学校給食無償化について」でありますが、11月14日の新聞の1面に給食無償化、所得制限なし、公立小学校で来年度という見出しで報道がありました。

自民、維新、公明の3党は、2026年4月から実施を目指す小学校の給食無償化をめぐり、公立小学校を対象として保護者の所得にかかわらず一律で支援する案を軸に検討に入ったこと、自治体に対して予算補助する形式が浮上している点、それから給食の保護者負担軽減を通じて子育て支援に取り組むと位置づける点など、関係者が13日の日に明らかにしたと報道いたしました。

給食無償化は、青森県や東京都など、市区町村自体が小中学校を対象に独自の支援を実施している事例はありますが、全国一律の支援はありませんでした。

来年4月実施を目指す公立小学校の給食無償化の報道についてどのように受け止めておられるか、お聞きをいたします。

○教育長 お答えをさせていただきます。

現在の社会情勢から、国が保護者の皆様の経済的負担を軽減する政策を打つということについては歓迎すべきことだなというふうに捉えております。

ただ、学校給食につきましては、財源の問題も含めて、どのような制度設計がなされるかはまだ明らかになっておりません。

現在でも都道府県、市町村の実態の違いなどから懸念する声が上がっているのも事実でございます。

当村では、保護者や生産者の皆様の御理解、御協力により、食育の一環として中川村ならではの特色ある学校給食に取り組んでまいりましたが、どのような影響があるか、現在ではまだ見通せない状況でございます。

教育委員会といたしましては、とにかく早く制度設計を示していただきたいと

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

いう思いであります。

○3 番 （中塚礼次郎） 今、教育長のほうからお答えいただきましたが、ちょっと私の触れる部分もありますので……。

検討される支援の基準額というのは2023年の実態調査を踏まえて平均月額の4,700円を基準に設定されるとして、給食未実施の学校に対しては給食提供に必要な施設整備を支援、地産地消や特色のある給食に取り組む自治体も多いために保護者からの給食費徴収も可能とする余地を残し、農業振興や地方創生の観点から自治体支援も調整するとされ、また、給食無償化を恒久的に実施するため、既存の教育財源を原資とせず、新たな財源を確保する方向で、国と地方の役割分担を整理した上で財源の負担割合の協議を進めるとして、将来的には中学校への拡大も視野に入れていると言われております、これは3党合意の内容となるわけですけれども。

無償化を求める声の高まりに対し、高市首相は所信表明で来年4月から実施すると表明しております。

公立小学校に絞って制度設計の検討に入ったわけですが、こうした中で、全国市長会は11月13日に学校給食無償化を全額国費で実施するよう政府に求める緊急意見を提出しております。

その緊急意見では、国と地方の負担割合が争点となっていることについて、自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出でできない自治体が生ずることが想定されると懸念を表明しています。そして必要な額を全額国費で確保する仕組みを求めました。

また、一方で、指定都市市長会でも同様の緊急要請を12日に政府に提出、無償化財源は地方交付税ではなく交付金等による直接的な財源措置とすること、自治体に超過負担が生じないよう恒久的な財源を全額確保すること、また中学校給食無償化も早期に実現することを要請しております。

私は、苦しい財政運営自治体の声をいち早く緊急意見や緊急要請されたことは、意見の要請内容も含め歓迎いたします。

全国市長会、それから指定都市市長会の緊急意見や緊急要請の取組内容・事項についてどのように捉えられていますか、お聞きをいたします。

○村 長 学校給食は子どもの成長と食育、地域の食文化、地産地消を支えている教育の基盤でありまして、物価高騰下でも質と安定を損なわない制度と財源の確保が一番大事なことだなというふうに思っております。

まず学校給食の無償化についてですが、義務教育の保護者負担軽減の観点から、国の責任で全国一律に実施すべきだと考えております。

地方交付税ではなく、使途が明確で超過負担の生じない交付金等により、必要額を全額国費で恒久的に措置する仕組みを求めており、自治体間の財政力格差による不均衡や混乱を防ぐためにも全国同水準の制度が不可欠だと

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

いうふうに思います。

また、令和8年度の確実な開始に向けて、給食提供頻度や調理方式、アレルギー・不登校対応など、現場の多様性を反映し、物価変動に機動的に対応できる単価改定の仕組み、受益の公平性、例えば長期欠食時の取扱いなどがあります。これの明確化を盛り込むべきだというふうに考えます。

中学校の給食費の無償化についても、できれば、工程表と財源の枠組み、これを早急に示していただきたいというふうに思います。

制度実施までの間は、重点支援地方創生臨時交付金の拡充等により、食材高騰へのつなぎ財源を確保することをまず求めたいというふうに思っております。

中山間地域であります本村の実情——少人数と広域通学っていうことありますが、これを踏まえますと画一的な平均額支給のみでは不十分でありまして、地域の実コストを適切に反映し、地産地消と食育の質を維持できる財源設計が必要ではないかというふうに思います。

保護者負担の軽減は、地方の子育て、移住・定住の後押しにも直結するというふうに思います。

したがいまして、全国市長会、指定都市市長会、両会の緊急要望は現場と子どもたちの利益に即した妥当な内容であり、国に対し安定財源の確保と制度設計の早期提示、令和8年度からの確実な実施、中学校給食費無償化の早期実現を重ねて求めていきたいというふうに思います。

○3 番 （中塚礼次郎） ただいま村長のほうから、全国市長会、それから指定都市市長会の緊急要請や要望については同感の意見というふうなことありました。

私は平成30年12月議会での一般質問で少子化、人口対策、子育て支援施策として給食無償化への支援、対策の実施を求めて質問を行いました。

教育長からの答弁では、無償化の成果、促進事例を挙げられ、継続的な予算確保、議会、住民の理解、無償化を当然とする意識への懸念等が報告されている点など、現時点としては慎重に考えていきたいとの答弁がありました。

二度目の令和4年9月議会での一般質問では、子育て支援、義務教育無償の観点からも無償化をとの質問に、教育長の答弁は、村にとって大変重要な課題、継続的予算確保、理解、住民の理解など課題もあると、給食、食育に力を入れ、経費は設置者と保護者の双方で負担し、学校給食の充実に努めています、村長からの答弁は、学校給食は村として負担が増えないように何らかの方法で支援していくとの答弁がありました。

今年度——2025年時点での完全無償化自治体数は確定していませんが、文科省の2024年6月調査発表では、2023年時点で無償化している自治体は722自治体のうち75.8%に当たる547自治体が小中学校とも全員を対象に無償化しています。

2026年——来年4月から全国の小学校で給食費の無償化がされる方針が決まっているため、4月の全面実施に先立ち2025年度から無償化を始める自治体が増え

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

る可能性があると言われております。

私は、多くの自治体住民、保護者、議会からの粘り強い無償化実現に向けた取組、声の高まりが実を結び、さらに前への一歩となったことを大変うれしく思います。

この点について考え方をお聞きいたします。

○教育長 学校給食についての教育委員会の考え方につきましては、先ほど議員からもお話をありがとうございましたが、これまでも答弁してまいりたとおりでございます。

改めて少しだけ触れさせていただきますけれども、2018年の文部科学省の調査で無償化実施後の解題として幾つかの項目が挙げられておりました。これも前に御説明をしておりますが、継続的な予算の確保、議会、住民の理解という課題のほかに、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念が挙げられておりました。

また、当村の保護者の方からも学校給食を無償化することで保護者の給食への関心が低下することが心配だという御意見もいただいております。

こうしたこともあり、当村では、食育ということを非常に大事に考えまして、基本的には保護者の皆様の御理解、御協力を得て、また生産者の皆様の御理解、御了解も得て、設置者と保護者の双方で負担して中川村ならではの特色ある学校給食を築いてきているというのがこれまでの考え方ですし、現状であるというふうに思っております。

保護者の経済的負担の軽減につきましては、これまでも給食費の一部を補助する、いわば一部無償化という形で進めてきておりますが、こういう経済的負担の軽減ということにつきましては、中川村では教育費全般の中でそれぞれの時代に必要な補助を行っていくと、そういう考え方でも来ておるところでございます。

まずは小学校から無償化ということが進められるわけすけれども、今後、中学校にも拡大されていくというふうには考えております。

国が保護者の経済的負担の軽減を担っていくということになると思いますけれども、私ども教育委員会としては、やはり心配されるのは、食育への関心の低下ということ、それと、無償化を当然とする意識が高まっていく中で、当村では、おいしい給食を安全にということで、子どもたちの残菜が非常に少ない、また学校のほうもそういう理解で、保護者の皆さんも給食というものを大事にしている一つの姿が残菜が少ないっていうことだと思うんですけども、やはりそういうことまで含めて子どもたちに学校給食が食育という観点で教えていくものっていうことがあると思いますので、そういうことの懸念につながらないように教育委員会としては努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから考え方についてお聞きいたしました。

文科省からの実施に当たっての詳細の通達というのはまだだというふうに思いますが、次年度の予算に向けての考え方をお聞きいたします。

中川村議会 令和7年12月定例会一般質問（12／5） 中塚礼次郎

○教育長 冒頭でも申しましたが、どのような制度設計がなされるか、まだ明らかになつております。

また、教育委員会の学校給食の考え方も今お話をさせていただいたとおりであります。

したがって、どう対応するかについての検討もまだできておりませんので、来年度の予算につきましては現時点でお答えできることがございませんので、よろしくお願ひします。

○3 番 (中塚礼次郎) 詳細がまだ具体化されてきていないという点ではやむを得ないかというふうに思います。

次に、私は今回の質問に当たって学校給食の目標っていうのはどういうものかということについて調べてみました。

学校給食の目標は、2008年6月に学校給食法が大幅に改正され、学校給食の目標が4つから7つになり、学校給食は教育の一環として実施していくことが明確になっております。

7つの目標は、まず1つ「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。」、2つ「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。」、3つ「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。」、4つ「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」、5つ「食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。」、6つ「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。」、7つ「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。」。

以上述べてきましたが、学校給食が教育の一環であること、そして義務教育無償の観点からも早期の中学校給食無償化の実施、実現を望みまして、私の質問を終わりといたします。